

医薬局 監視指導・麻薬対策課

品質確保 監視指導 偽造医薬品対策
薬物乱用対策 麻薬流通管理

医薬品や医療機器に対する品質確保のための、ルールが守られた製品が流通するよう、不良医薬品・医療機器等の取締りや製造販売業者等への監視指導に加え、法律で規制されている麻薬・向精神薬・大麻・危険ドラッグ等の薬物乱用を防止するための指導監視・捜査、青少年等への予防啓発等を行っています。



内容に関する
参考ホームページ



医薬局
監視指導・麻薬対策課 係員
清水 珠生
SHIMIZU Miyo

医薬品の品質不良や違法薬物等による 危害を防止し、国民の健康を守る

医薬品等の品質確保や適切な流通に向けた監視指導

医薬品や医療機器等が安全に効果を発揮するには、品質確保や適正使用が欠かせないことから、その製造、販売、表示、広告等について必要な規制（ルール）が設けられています。当課では、そのルールが遵守され、国民が医薬品等の恩恵を受けられるよう、自治体、PMDA、国立医薬品食品衛生研究所等の関係機関とも連携して、製品や事業者に対する監視指導・取締り業務を行っています。例えば、未承認の医薬品等の販売や広告を禁止するとともに、不良な医薬品等を流通させた事業者に対しては製品の回収等の指導を行っています。

また、一度設けられたルールも環境の変化に応じて、より良いものに見直すことも重要です。例えば、近年発生した医薬品製造の不正事案を踏まえ、令和7年に法律を改正し、医薬品製造上のルールへの遵守に対する監視強化などを行っています。

このように医薬品等による保健衛生上の危害の発生・拡大を防止し、国民の健康を守るため、日々の業務を行っています。

薬物乱用防止、医療用麻薬の適正使用の推進

法律で規制されている麻薬・向精神薬・大麻・覚醒剤・指定薬物等の薬物乱用を防止するため、取締りと予防啓発に係る企画立案を実施しています。モルヒネ等の麻薬は、適正に使用されれば、がん等の疾病による疼痛を緩和できるなど有用である一方、乱用されると乱用者本人の心身に健康被害をもたらし、その家族や社会に対しても甚大な影響を及ぼします。このため、麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、麻薬等の使用を医療や研究等の用途に限定するとともに、 unnecessary 製造・輸出入・販売・使用等がなされないよう、地方厚生局麻薬取締部や自治体と連携して、監視指導や捜査を行っています。また、薬物乱用を未然に防ぐため、特に

若年層に対して、薬物に関する正しい知識の啓発にも積極的に注力しています。大麻取締法等の改正により、大麻を麻薬及び向精神薬取締法の麻薬に位置づけ、大麻草から製造された医薬品の施用等が可能となりました。医療現場において麻薬が適切に使用されるよう、医療用麻薬の適正使用ガイダンスを作成するなどの取組みも行っていきます。

